

農業委員会 だより



No. 32



農業委員・農地利用最適化推進委員現地研修会

新農業委員会委員紹介・農地利用意向調査の実施	2頁
無断転用は止めましょう！・農地の適正利用とパトロール	3頁
農業委員会総会における議案の審議状況	4～5頁
農業者年金制度が改正されます	6頁
農業者年金のよくある質問Q&A	7頁
全国農業新聞の購読について	8頁
令和4年度各種申請書等締切日	8頁
編集後記	8頁

編集発行

湧水町農業委員会

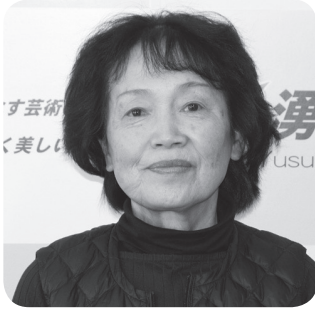
令和4年1月18日

TEL0995-74-3111

FAX0995-74-4249

新任農業委員紹介

令和3年12月1日に2名の農業委員が新しく任命されました。



萩原とよ子 委員
(出身：鶴丸地区)
担当地区：下川西



上水流 政俊 委員
(出身：長谷地区)
担当地区：長谷

農地利用意向調査の実施

7月～9月にかけて、農業委員・農地利用最適化推進委員全員で町内全農地を対象に、農地利用状況調査を実施しました。農地の利用状況を見て、活用されている農地とそれ以外の荒廃農地や遊休農地等を区分し判定をするもので、調査前には区分の基準を統一するために現地で研修も行いました。

この調査結果をもとに、遊休農地や耕作者不在になる恐れがある農地の所有者等に対して①自ら耕作するか②農地中間管理事業を利用するか③誰かに貸し付けるか等の意向を調査行います。自ら耕作する意思を示した後、耕作せず放置し、借り手もいるのに遊休農地のまま

にしていた場合は、課税での軽減が適用されず、結果的に課税額が上昇する場合もあります。適正な農地の活用ができるようご協力をお願いいたします。



区分判定の現地研修写真

無断転用は止めましょう！

○農地を農地以外の用途（山林・宅地など）として使用する場合には、原則として県知事の「転用許可」を受ける必要があります。これは、農地を保護し有効に活用するために一定のルールで運用することが求められているためで、無届でこれらの行為をされた場合、地目の変更どころか売買等による所有権の移転登記も出来ないため注意が必要です。

○すでに転用行為をされている場合は

親から相続した農地がすでに山林や倉庫となっている場合や、宅地の一部が農地に食い込んでいる場合などは、始末書等を添付し、追認で許可を受けることが出来ます。

固定資産台帳や農地台帳などで一度確認をしてみましょう。

○農地法には重い罰則規定があります

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、許可申請書に添付した事業計画どおりに転用事業を行っていない場合には、農地法違反となり、その場合、県知事は、工事の中止や原状回復等の命令を行うことができることとされています。もちろん違反転用した者がその費用を負担することになりますが、本人が拒絶した場合などは、国税滞納処分の例により徴収することがあります（農地法第51条）。また、許可を受ける必要があるにもかかわらず、許可を受けずに転用した場合や、都道府県知事又は指定市町村の長の原状回復命令に違反した場合には、個人は3年以下の懲役又は300万以下の罰金、法人は1億円以下の罰金という罰則の適用もあります。（農地法第64条、第67条）。

農地の適正利用と農地パトロール にご協力をお願いします。

○耕作放棄地は、雑草の繁茂や病害虫の発生源にとどまらず、ゴミの不法投棄や火災の要因になるなど、周囲へ悪影響を及ぼすこととなります。農地が遊休化した場合でも、適宜草刈りを行うなど農地の適正利用にご協力ください。

○農業委員会では、耕作放棄地の実態把握と発生防止、無断転用防止の目的で農地パトロールを実施しています。農地パトロール実施の際には、農地へ立ち入ることになりますので、土地の所有者の方には、ご理解・ご協力をお願いします。



周囲から竹が入り込んだ農地



雑草が繁茂する農地

令和3年4月からの 農業委員会総会における議案の審議概要

総会の傍聴ができます
総会の会場は、栗野中央公民館大ホールです。

第10回農業委員会総会 令和3年4月26日（月）

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議	貸借・・・68件 所有権移転・・・1件
農地法第3条の規定による申請審議	5件・・・許可
農地法第4条の規定による申請審議	2件・・・許可
農地法第5条の規定による申請審議	4件・・・県に進達を許可
農業振興地域整備計画の一部変更の意見	1件・・・除外適當の意見
農地転用事業計画変更申請審議	1件・・・県に進達を許可
非農地証明願の申請審議	1件・・・非農地決定
農地利用状況調査に係る非農地の審議	260筆（田58筆畑202筆）・・・非農地決定
現地調査	16件

第11回農業委員会総会 令和3年5月25日（火）

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議	貸借・・・22件 所有権移転・・・5件
農地法第3条の規定による申請審議	5件・・・許可
農地法第4条の規定による申請審議	1件・・・県に進達を許可
農地法第5条の規定による申請審議	2件・・・県に進達を許可
農業振興地域整備計画の一部変更の意見	1件・・・除外適當の意見
非農地証明願の申請審議	2件・・・非農地決定
現地調査	12件

第12回農業委員会総会 令和3年6月25日（金）

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議	貸借・・・23件 所有権移転・・・2件
農地法第3条の規定による申請審議	4件・・・許可
農地法第4条の規定による申請審議	1件・・・県に進達を許可
空き家・空き地に付属する農地の下限面積指定申請	1件・・・下限面積決定
現地調査	11件

第13回農業委員会総会 令和3年7月26日(月)

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議	貸借・・・8件
	所有権移転・・・1件
農地法第3条の規定による申請審議	2件・・・許可
農地法第5条の規定による申請審議	2件・・・県に進達を許可
農業振興地域整備計画の一部変更の意見	1件・・・除外適当の意見
現地調査	8件

第14回農業委員会総会 令和3年8月25日(水)

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議	貸借・・・19件
	所有権移転・・・3件
農地法第3条の規定による申請審議	2件・・・許可
農地法第5条の規定による申請審議	1件・・・県に進達を許可
農業振興地域整備計画の一部変更の意見	1件・・・除外適当の意見
現地調査	9件

第15回農業委員会総会 令和3年9月27日(月)

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議	貸借・・・13件
	所有権移転・・・3件
農地法第3条の規定による申請審議	6件・・・許可
農地法第4条の規定による申請審議	3件・・・県に進達を許可
農地法第5条の規定による申請審議	1件・・・県に進達を許可
農業振興地域整備計画の一部変更の意見	1件・・・用途区分変更適当の意見
	4件・・・除外適当の意見
非農地証明願の申請審議	1件・・・非農地決定
現地調査	18件

第16回農業委員会総会 令和3年10月26日(火)

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議	貸借・・・4件
農地法第3条の規定による申請審議	3件・・・許可
農地法第5条の規定による申請審議	1件・・・県に進達を許可
非農地証明願の申請審議	3件・・・非農地判定
空き家・空き地に付属する農地の下限面積指定申請	1件・・・下限面積決定
現地調査	8件

第17回農業委員会総会 令和3年11月25日(木)

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議	貸借・・・7件
	所有権移転・・・1件
農地法第3条の規定による申請審議	4件・・・許可
農地法第5条の規定による申請審議	3件・・・県に進達を許可
非農地証明願の申請審議	2件・・・非農地決定
農地利用状況調査に係る非農地の審議	14筆(全て田)・・・非農地決定
現地調査	10件

～農業者年金制度が改正されます～

令和4年1月から

35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

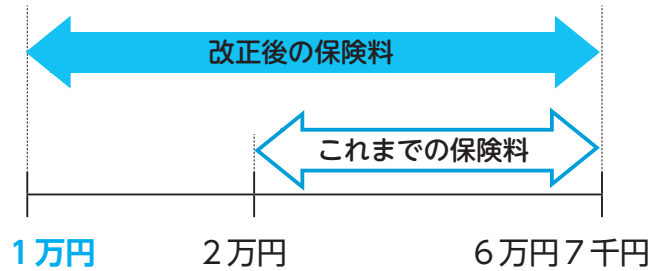
35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就業者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】 (千円単位で選択できます)



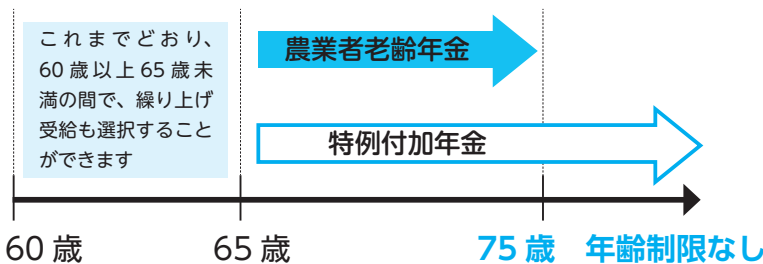
令和4年4月から

年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）



【年金の受給要件】

【農業者老齢年金】

- ・65歳以上であること

【特例付加年金】

- ・60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること（経営継承を完了していること）
- ・65歳以上であること

令和4年5月から

加入可能年齢が、60歳から65歳に引き上げ！

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で



Q A 農業者年金のよくある質問



加入する場合、どこに申し込めばいいですか？



加入の申し込みは、お近くの JA の農業者年金の担当窓口で受け付けています。申し込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要となります。



保険料の支払い方法は？



加入の申し込み手続きが完了しますと、被保険者証がご自宅に届きます。届いた月以降、申込みのときに指定された口座から毎月 23 日（休日の場合は翌営業日）に自動振替となります。

保険料のお支払いは、毎月納付する方法と、翌年 1 年分の保険料を前納する方法があります。前納する場合の申込みは 11 月 15 日までで、12 月 23 日に口座振替されます。



保険料の額を変更するには？



保険料の額を変更したいときは、JA の窓口で変更手続きができます。（ただし、保険料の国庫補助を受けているときは自由に変更できません。）



脱退は自由にできるとのことですが、脱退した場合は保険料はどうなるのですか？



脱退した場合、脱退一時金は支払われません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金としてお支払いします。脱退後も積み立てた保険料の運用状況を毎年 6 月に基金からお知らせします。



死亡一時金がありますか？



80 歳前に亡くなった場合は、80 歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金額の死亡時の現在価値相当額をご遺族（死亡時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金としてお支払いします。

※死亡一時金は、加入期間等により払った額を下回ることがあります。



加入後に会社勤めとなり、厚生年金に加入した場合はどうなりますか？



農業者年金に加入された後、厚生年金に加入するなど、以下のいずれかに該当されたときは、農業者年金の被保険者資格は喪失します。

- ①死亡したとき
 - ②国民年金の資格を喪失したとき
 - ③国民年金の第 2 号被保険者となったとき
 - ④国民年金の第 3 号被保険者となったとき
 - ⑤国民年金の保険料の全額又は一部の額の納付が免除されたとき
 - ⑥ 60 歳に到達したとき
 - ⑦農業に従事する者でなくなったとき
- なお、資格喪失後もそれまで積み立てた保険料は農業者年金基金が運用し続け、将来、年金としてお支払いします。

詳しくは・・・

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>

**農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。**

全国農業新聞は
地域農業者の代表機関である
農業委員会のネットワークが
発行する週刊の農業総合専門紙です。

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

■購読の申込みは市町村農業委員会へ
お気軽に連絡ください。

■発行所
全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
☎03-6910-1130 ㊚03-3261-5132
✉gyoumu@nca.or.jp
<http://www.nca.or.jp/shinbun>

農業者の視点でお届けします

- ① 特徴のある週刊新聞> 解説に力点を置いたニュース報道と企画編集
- ② 時代に鋭く斬り込む> 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 経営に役立つ> 知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
- ④ 喜びや悩みを共感できる> 読者の心に訴え、ともに考える
- ⑤ 読みやすく親しみやすい> 老若男女が楽しく読める

編集後記

昨年12月、2名の農業委員が新しく任命され、15名体制になりました。

今後、農地利用の最適化の推進として、「担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進」をさらに進めていき、農地の有効利用に取り組んでいきたいと思えます。

また、これからも各地域の話し合い活動等にも積極的に参加し、地域に頼られる農業委員・推進委員・事務局となるよう、より一層努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

令和4年度各種申請書等締切日

月 日	月 日
4月 8日 (金)	10月 7日 (金)
5月10日 (火)	11月10日 (木)
6月10日 (金)	12月 9日 (金)
7月 8日 (金)	1月10日 (火)
8月10日 (水)	2月10日 (金)
9月 9日 (金)	3月10日 (金)

※農地法等に係る申請書や各種届出については締切日を設定して受付を行い、当月総会で審議します。締切期限は厳守とさせていただきます。ご理解をよろしくお願いいたします。